

1. 件名：近畿大学原子力研究所の試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工
事の計画の認可申請に係るヒアリング（1）

2. 日時：令和5年9月14日（木） 18：00～20：30

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A
※本面談は、テレビ会議システムで実施

4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、伊藤主任安全審査官、
篠田試験炉係長

近畿大学原子力研究所
教授 他4名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料
資料1：近畿大学原子炉施設設工認（制御棒駆動機構の更新）
資料2：試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可申請書

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	では定刻になりましたので近畿大学入所施設の設工認申請に係るヒアリングというものを始めたいと思います。よろしくお願ひします。よろしくお願ひします。
0:00:21	ではまず、今回はですね、近畿大学さんから日説明資料というものをいただいておりますので、まずはこちらの説明からお願ひしたいと思ひます。
0:00:35	安達さん、お願ひします。
0:00:44	全国、
0:00:48	近畿大学原子力研究所の左近です。お手元に近畿大学原子炉施設設工認、括弧、制御棒駆動機構の方針、括弧閉じという、
0:00:59	資料があると思ひますのでそちらの方の説明をさせていただきます。まず1ページめくって行って済みまして、設工認申請書の概要として書いておりますが、本水申請につきましては、以下の装置の事故の方針に関するものとして、
0:01:16	具体的な制御設備のうち、制御剤、駆動装置設備、その中の制御棒駆動装置でA種安全棒の
0:01:28	電動で加えて、非常用の制御設備のうち制御第9次、その中で、駆動装置高として、安全棒、一番及び安全52番、及び島安全防の0年度、
0:01:42	島津についてはこの両方で兼ねるという形になっており、両方を兼ねる形になっておりますので両方で記載しております。
0:01:53	資料1進みまして、今回の工事対象設備の設置許可における記載を、このページと次のページ、2ページにわたって記載しております。
0:02:10	被災箇所としましては添付書類8の3ポツ原子炉本体の中の機械設計、3ポツ2の3ポツ2ポツに、
0:02:21	炉心構造物の(3)として制御棒及び制御棒駆動機構について記載しておりますがこの内容の範囲で
0:02:32	ここに記載しています。市民安全部及び、安全度1、安全棒の久郷機構のうち特に電動機に関するところの、英国心という形になります。
0:02:48	ここで記載しております。この方針の主な仕様、特にストローク及び駆動時価については、設置許可に記載しております古閑
0:03:02	この後の
0:03:05	設工認申請書での
0:03:12	数値的な約束事項というか、
0:03:16	制限事項になるということになります。資料進みまして、
0:03:22	それらの1、Aの記載ですね、こちらは設置許可申請、設置変更可申請書を本文参考図より、
0:03:32	落ちてきたものですが、炉心の内部の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:39	生体遮へいタンクという原子炉の炉心と、外側を受けたるタンクの外周部分についてる駆動装置、ここを
0:03:50	今回の対象として申請をしております。
0:03:54	で、さらに進みまして、こちらエース今回工事対象設備の構成括弧しま安全帽という、資料ですが、
0:04:06	こちらが支部安全符号の駆動機構の全行の図になります。一部省略のところは省略しておりますが、この図の中の右半分。
0:04:18	電磁クラッチから連動期まで、電磁クラッチはそ。
0:04:23	電池開発から現物までの範囲が変更箇所になります。
0:04:28	続いて、次のページに、同様に、安全法一番 2 番の構成がⅡで記載しておりますが、こちら変更箇所はブルーになりまして、図の今度は最後逆になっておりますので、
0:04:45	左半分のうち、レンジクラッチと、原動機、電磁倉地から電動機までの部分、こちらが変更範囲になります。
0:04:56	で、一通り進めると、今まで出しておりました、詳細図から、機能的な概要図に少し主としますが、
0:05:09	近畿大学原子炉の、制御棒駆動装置の全体的な構造の概要をここで確認させていただきます。近畿大学原子炉の制御棒は、吸収体を殿。
0:05:25	改善ドライブで、巻き上げる板金で釣ってるものを、永年回転灯などで板バネを巻き上げるという構造になっておりまして、その駆動車蓋を外側からモーターで駆動。
0:05:38	フローシャフトの途中に電磁クラッチを設けておりまして、この電磁クラッチの電源断により制御棒が緊急時には挿入されるという仕組みになっております。
0:05:55	で、米朝集めまして今回の工事により更新の対象とする機器を示しております。
0:06:05	それほど措置の主要な概要としましてはこちらに書いております、Ⅱ、制御棒案内ケース、電動機、原則施行、電磁クラッチ、
0:06:17	駆動車と 1 検出器体験グラフが主要な主要構造等になります学校外にありますが、このうち、赤文字で下線を引いております電動機、
0:06:29	減速機構、電磁クラッチ、これらが今回の更新を対象とする時代になります。
0:06:41	で、ページ進みまして、設計条件及び設計仕様、ここから 3 ページにわたって記載しております。
0:06:50	設計条件としましては、制御棒駆動スポー、安全を一番 2 番嶋安全棒の駆動のモーター。
0:06:58	なお、藤堂設計条件として
0:07:02	指定の要求等をすか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:04	書いておりますが、
0:07:07	SMKとしては、安全の一番 2 番、及び主盤全貌の下限から上限まで、
0:07:13	及び島津については上限から下限まで、両方の移動時間が、設置変更他申請書に記載の範囲内。
0:07:22	値をさわること。
0:07:24	この 3 系統それぞれ隔離したわけです。
0:07:30	設計書につきましては、記載の通りでございますが、
0:07:38	駆動用のモーター等で、
0:07:42	しましてはコーディネーターを主張します。また駆動モーターから、制御棒駆動機構、駆動軸までですね、ADアジアヘッドを向こうにいる、
0:07:59	馬券 5
0:08:01	うん。
0:08:02	派遣ホーム伝えられる。
0:08:05	ブライト歯車及び永源寺から紹介してどういうふうな伝達される。
0:08:11	これ、
0:08:14	プロモーターから臨時口まで。
0:08:18	は
0:08:19	別途定める手順に従いまして、同一企画費または同等性能を有するものと交換できるものです。
0:08:27	で、これらの機器についての設計書は次ページに示しております。
0:08:33	で、1 ページ進みまして続きになりますが、子供モーターやHeadウォームギアの詳細な情報がこちらに記載されております。
0:08:46	続きましてもう 1 ページ進みまして、派遣スパイラル巻いた六車田地クラッチ残ります三つの上ですね、これらについてもこちらに詳細な情報を記載しております。
0:09:03	さらに進みまして、電動機に関連する、工藤式制御木造時間及び反応度添加率の制限について、
0:09:15	でございますが、
0:09:17	具体的な制限としまして、設置きよ、設置変更許可申請書本文に記載しております事項から確認しますが、地方安全棒について、
0:09:31	反応度添加率の制限が記載されております。数値としましては主盤全貌はプラスマイナス 0.006% Δkオーバーペーパーで大岡。
0:09:43	という制限値になっております。
0:09:46	続きまして添付書類 8 におきまして島安全ポート安全防の、
0:09:52	黒時間の制限種が、両方ともに、170 秒から 220 秒の範囲と設定されております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:00	で、添付書類の 8 の中に先ほど本文に記載されておりました主要安全防の反応度添加率制限、再び登場しますが値としては同じですので割愛させていただきます。
0:10:14	これらを次のページでまとめておりますが、
0:10:19	看護転換率の制限と、喘息の補助時間の制限、それぞれ記載しております。で、現在の記載の制限値に対しまして、更新後の仕様としまして、
0:10:32	当該の設計に基づいた設工認申請に基づいた変更後、更新後の仕様としましては、それぞれ反応度添加率については、息抜き時が 0.0032%程度だけバー形。
0:10:47	馬場。
0:10:49	で、引き抜きにつきましてはマイナスですが 0.031 から、
0:10:54	これ、0 が抜けてますんで、1 個抜けてるか、すいませんこちらデータの 0 が一つ飛んでおりますので、記載を修正させていただきたいんですが、値としては 0.0031 から 0.0032。
0:11:11	%べきだけだけの、子細間違いでございます。
0:11:17	続いて、
0:11:18	全挿ロック同時間について、制限値としては 170 秒から 220 秒の範囲となっておりますが、更新後の仕様としては、引き抜き時が 170.3 秒。
0:11:31	そういう時につきましては 171.9 から 175.9 秒という事業になっております。
0:11:41	なお、ファンド転換率につきましては、基本的には、
0:11:46	工藤速度から算出されるものでございますが、詳細に使用する、志間安全棒の反応度価値については、現行の制限値であります、0.54% Δkば形。
0:12:02	をもとに算出しております。
0:12:08	続きまして 1 ページ進めまして工事フローの方に進ませていただきます。
0:12:14	高速炉としてはこちらの図に書いております通り、駆動モーターのNo等の納品後、搬入で搬入後、型番の確認及び外観検査を行い、
0:12:27	それらに関して問題がないことを確認した上で、駆動用モーター等の取り付け、
0:12:33	そのうち、都立系の状態に据付の確認等、具体的な機能検査に進むというフローになります。
0:12:46	続きましてページ一つ進みまして工事工程でございますが、工事工程としては本年度第 4 四半期ですので 1 月から 3 月の間の中盤から後半にかけてですね。
0:13:00	この期間で、①及び②と記載しておりますが、
0:13:06	先ほどの工事法に基づいて
0:13:11	補助実施すると。
0:13:13	の中で、
0:13:16	後半の方で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:19	それぞれの検査を行っていくという予定になります。
0:13:26	続きまして、城間事業者検査として実施する予定の項目を、次のページに記載しております。
0:13:35	検査項目として五つの検査項目を予定しております。一つ目の方の確認。
0:13:43	次に外観警察。
0:13:45	すべて据えつけケンス。
0:13:47	そして機能検査、
0:13:49	機能検査につきましては、工藤次官の検査に加えて、芝安全部の最大反応度添加率検査の二つ。
0:13:59	併せて五つの検査を設定しております。
0:14:08	提示済みまして、そこから、今回の工事に係る試験炉技術につき、技術基準規則への適合について
0:14:21	条文で適用すべき条文についての確認を記載しております。
0:14:27	こちら、まず、and制御系統としての志間安全棒の駆動機構での適用整備条文について抜き出しております。
0:14:38	まず起こりでは
0:14:41	確認しております情報は第6条第1項、こちらについては、安全、大島安全部の工藤と須藤に、
0:14:49	は安全設備の一部で、一部であるということから第6条第1項については、大井の必要があると。
0:14:58	いうことで記載しております。
0:15:00	で、残りの条文のうち、特に被災しております。
0:15:06	第十条につきましては保有の出力制御特性に係る性能を発揮する場所が今回工事のファイバ1ということで適用。
0:15:19	適合日は必要としておりますまた11条についても、機能維持のための保守修理ができるという、工法を変更しないというところから、事業費については不要。
0:15:33	21条の第3項につきましても、
0:15:38	今回の工事ではこの対象になる範囲ですね、の構造というのは変更しませんので、道の駅については不要としております。
0:15:48	続いて21条の要望から先ですが、
0:15:54	33条の第1項第1号及び第2号につきましては、アンド転嫁率の
0:16:03	関係から、今回の
0:16:06	変更の範囲として適用すべきと、容器のようとしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:15	次のページに進みまして 33 号の 3 項からですが、4 項の第 1 号第 2 号、この 2 項目につきましては、それぞれ製剤の駆動速度と、製剤の駆動機構に関連して、こちらの号に適合する必要があるということで、
0:16:35	適合ようとしております。また 33 条の第 6 項につきましても、
0:16:43	一番全部の駆動機構につきましては原子炉停止系統と安衛法制御系統の良好で共用しておりますため、適用としております。
0:16:53	その他の条文につきましては今回の工事の対象範囲外でありますので、適合範囲の確認は必要ないと考えております。
0:17:03	続きまして次のページからは、同様な支店の技術基準規則への適合すべき条文についての記載ですが、方からは、
0:17:16	セブン安全及び安全で 1 安全棒に、これ原子炉停止系統としての安定になります。
0:17:26	まず第 6 条第 1 項につきましては先ほどと同様ですが安全設備の一部であるということから、適合としております。
0:17:38	このページにつきましては前の
0:17:41	番号の制御系統としての判断と基本的に同様でございますが、
0:17:47	第十条第 11 条第 21 条について確認をした結果、それぞれ適合よと。
0:17:55	いう判定をしております。
0:17:58	ページ進みまして第二期庄野第 4 号からも同様になりますが、こちらでは第 33 条について、下半分、1 号、一種、イ、
0:18:10	第 1 項と第 2 項で、記載しておりますけれども、
0:18:14	こちらについては、原子炉停止憲法。
0:18:18	出野
0:18:20	適合ではないということと、
0:18:23	多様性への確保というのが今回の工事対象の範囲外であるということから、第 33 条の第一報と第 2 項はそれぞれ適用対象外と。
0:18:36	ページをまた進みまして第 33 条の第 3 項から第 6 項まで、記載しておりますが、第 3 項につきましては、衛星制御材自体は、今回の i の、
0:18:48	対象外であることから適合不要。
0:18:51	第 4 条、第 1 号から第 3 号につきまして、これらにつきましては、制御材も駆動速度制御剤の駆動機構にそれぞれ
0:19:02	関連しますため、第 33 条第 4 項につきましては 3、1 から 3 号すべて結合用としております。また 33 号の第 6 項につきましては、先ほどと同様ですが、原子炉停止系統と反応度制御系統の共用、
0:19:19	ということで、適合としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:27	以上の範囲で英語質適合の要否の判断をしております、これ以外の条文につきましては今回の工事対象の範囲外ということで必要。
0:19:37	と消えるように考えております。
0:19:41	で、これから先が具体的に適合用と、判定した部分の適合性の確認になります。
0:19:51	これは続けて説明させていただきます。
0:20:00	規制の技術基準そっくりへの適合性としての確認としてまず第 6 条第 1 項が、後から 2 ページにわたって、記載しております。
0:20:12	第六条第 1 項では試験研究用等原子炉施設はこれに作用する地震力、括弧試験権ん試験炉許可基準規則第 4 条第 2 項の次により算定する地震力という括弧閉じ。
0:20:26	による損壊により、公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬと、記載されておまして、これに対しまして適合性の説明としては、
0:20:38	本申請の対象である制御棒駆動機構、括弧安全法 1 安全法に主眼全貌に、のプロモーター等については、原子炉設置変更許可申請書並びに試験研究の用に供する原子炉、
0:20:54	原子炉棟の位置、構造及び施設数の基準に関するす、規則に基づき、耐震上 C クラス、括弧補足参照確保と字に分類し、それに応じた地震力を有する構造となっているとなっております。
0:21:10	ページを進んでいただきまして次のページが具体的な補足の内容でございますが、
0:21:19	矢島立石系統、制御棒の耐震重要度分類につきましては、原子炉停止系統制度全体としては耐震重要度 B クラス。
0:21:29	と、設定しておりますが、このうち、停止機能に直接関わる部分としまして、回転ドラム及び制御棒案内ケース等のいわゆる炉心の内部にあります駆動部分。
0:21:44	これらを耐震重度 B クラス。
0:21:46	その他の部分につきましては、耐震重要導水プラスとしております。
0:21:51	ただし、耐震評価計算につきましては、炉心内部の黒部分を耐震重要度 B クラス、
0:22:01	その他のウェブにつきましては、耐震重要度 B クラス相当として、これら両方ともそれぞれですね、耐震評価を実施し、平成 23 年 10 月 10 日、失礼しました平成 29 年 3 月 10 日実施の使用前検査。
0:22:20	におきまして、回診計算書の確認において、合格をいただいております。
0:22:29	で、続きまして、第 33 条第 1 項の適合性確認を説明させていただきます。
0:22:41	第 33 条第 1 項に記載しております状況につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:47	今、ページ見ていただいているべき 33 条第一報のせ適合性の 2 分の 1 の、上半分に記載しております通りでございますが、
0:23:00	津波は通常運転時において燃料の設計きよ、供用設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう次に掲げるところにより、
0:23:11	次上げるところにより、ハング制御系統が設けられていなければならない。
0:23:16	ありましてそれぞれ第 1 種、
0:23:19	第 2 位、
0:23:20	1 号第 2 号としまして、通常運転時に予想される、温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。
0:23:32	また制御棒を用いる場合にやっていた、第 2 号としまして制御棒を用いる場合によっては次の通りとすることとして、それぞれ、炉心からの飛び出しまは防止できるものである、防止するものであること。
0:23:45	調整方法の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と合わせて、想定される原子炉の想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、
0:23:58	燃料の設計営業上の設計限界を超えないものであることとなっております。
0:24:06	で、これに対する適合性の説明としまして、近畿大学原子炉の税額出力については、小学校と非常に小さいことから、運転時における温度変化並びに規制の濃度変化につきましては、
0:24:19	種の安全帽の反応度価値と比べて十分に小さいということ。
0:24:24	また、運転中に移動が発生する実験物につきましては、反応度勝義も安全防犯上の価値の 10 分の 1 であります。0.05% Δk 外径以下に制限して運用しております。
0:24:38	また、手話安全法と同じ番号によって、制御系統制御棒である調整棒につきましてはその反応度価値が、嶋安全部に比べて約 5 分の 1。
0:24:49	でありますけれども、実験物の反応場所その半分以下でありますので、実験物の移動により発生する反応度価値は反応度変化に対しまして、十分に制御可能であると。
0:25:01	案件種、判定しております。
0:25:07	ページを進めまして続きですが、
0:25:11	こちら、2 分の 2 のページにつきましては第 1 項第 2 号への適合性の説明になります。
0:25:19	こちらでは、近畿大学社における用法の制御 5、これがすべて炉心の上部から挿入されておまして、その駆動方式についてはステンレス製の板金をグラムに巻き上げる構造方式であります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:34	制御棒の挿入領域につきましては、黒鉛反射体に設けられたスリットの中に限られておまして、形成体及びステンレス製の板パネ、これらはアルミニウム及びステンレス製の購入カバーで覆われた構造となっております。
0:25:51	これらのことから、制御棒の炉心からの飛び出しは、物理的な構造上発生しないと。
0:25:57	また、反応度制御系統制御棒の反応度添加率につきましては調整棒が±0.007% Δk版。
0:26:07	ペーパー業務課、嶋安全法につきましては、±0.006% Δkパーケイパー度以下に設計されております。
0:26:18	これらを満足することによりまして、原子炉停止系統の提出能力とあわせて、想定される厳守制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計業務を超えないものである。
0:26:32	ということで適合していると判断しております。
0:26:39	それでは続きまして提出しまして第 33 条第 4 項への適合性の確認、こちらが 3 ページに渡ってありますので、まず、
0:26:50	第 33 条第 4 項の記載事項について確認させていただきます。
0:26:55	第 33 条第 4 項では、制御棒制御材を駆動する設備は次に挙げる掲げるものを挙げるところによるものでなければならぬとしまして、第 1 号から第 4 図案第 3 号までの 3 項目が設定されております。
0:27:14	第 1 号としましては、試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。
0:27:22	第 2 号として、製剤を駆動するための動力の供給が停止した場合に制御材は反応度を増加させる方向に動かないものであること。
0:27:32	第 3 号として、制御棒の落下、その他の衝撃により燃料体、制御棒、その他の説明を存在することがないものであることの 3 項目が、第 33 条や第 4 項で記載されております。
0:27:49	それでは、第 33 条第 4 項の第 1 号から適合性の確認を説明させていただきます。
0:27:57	第三条第 4 項第 1 号につきましては、志間安全法の駆動速度は、反応度添加率の制限を満足するとともに、制御棒を専用性を考慮し、
0:28:10	下限から上限までの
0:28:12	黒字化を 170 から 220 秒の範囲として設計しております。
0:28:19	また、安全弁及び安全法については、反応度添加率の制限は、設定されておりませんが、反応度価値の制限値として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	手話安全法と同じであるということから、実質上下限から 9 までの上限までの稼働時間を、120 から 220 秒範囲として設定しております。
0:28:44	続きましてページ一つ進みまして、第 4 項第 2 号への適合性を記載しております。
0:28:51	第 4 項第 2 号につきましては、製剤を駆動するための動力の供給が停止した場合ですね、調整法の定式の調整法は停止機能を有していない。
0:29:04	というところから、単純に動作が停止します。
0:29:08	是正の反応度僕の反応度を炉心に転嫁されることはありません。
0:29:13	なお、停止機能を要する安全防 1 安全法にしる安全棒の 3 系統につきましては、動力が停止した場合にラッパ挿入され、この反応道路を審議展開する構造となっております。
0:29:27	続いて第 3 号でございますが、第 3 号につきましては、調整後はその構造上、落下することがないという、
0:29:39	なお、落下機能を有する。
0:29:43	安全度 1、安全棒にしる安全 5-3 系統についても、その動作範囲というのはですね、駆動装置の構造で制限されておまして、かつ吸収体及びステンレスの板バネ。
0:29:57	というのは、アルミニウム及びステンレス製の挿入カバーで覆われておりますから、この範囲内で動作するというので、燃料体、制御棒、その他の設備を損壊することはないと。
0:30:10	いう判定をしております。
0:30:13	ページ進めまして、第 33 号、策定第 33 条第 6 項の適合性の確認です。
0:30:22	第 33 条第 6 項につきましては、原子炉停止系統は、判別請求結党と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の補償が発生した場合においても、
0:30:35	通常運転時、運転時の異常な過渡変化値以上は過渡変化時、
0:30:42	及び設計基準事故時に、試験研究用等原子炉を、未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならないと。
0:30:54	いろいろな所、内容が記載されております。
0:30:58	これに対しまして、適合性の確認としましては、
0:31:03	反応度制御系統と登用する原子炉停止系統の主盤全部を保障した場合にあって、炉心の過剰反応度を 0.5% Δk が K 以下に制限しておりましたね。
0:31:15	残りの反応度停止提供である安全 51、もしくは安全 52 をご審議挿入することにより、通常運転し、
0:31:25	運転時の異常な過渡変化時、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:28	及び設計基準事故時に試験研究及び後試験研究用等原子炉を、委員会に移行することができるとなっております。
0:31:41	ここから先のページにつきましては、
0:31:48	A地点運動基準技術基準規則への適合性に係る評価の市町に制についての、すべての条文に対する確認が、3 ページにわたって記載しております。
0:32:02	それぞれ
0:32:05	長波の必要性の有無の項目でありとしましたところにつきましては、適合性の説明を、前のページでさせていただいております、それぞれ対応ページを記載しております。
0:32:20	第 6 条につきましては、第 1 項に対して、24 ページから 25 ページに記載しております。
0:32:28	次のページには消化の調整が有りの項目は、16 条から 29 条についてはございません。
0:32:37	3 ページに進みまして、第三条から 42 条につきましては第 33 条の第 1 項及び第 4 項及び第六法にそれぞれ消火の必要性ありということで、
0:32:50	適合性については先ほど説明させていただきました通り、26 ページから 31 ページに記載した通りでございます。
0:32:59	説明資料につきましては、以上になります。
0:33:09	規制庁の品田です。ご説明いただきありがとうございます。本日ここからですね、今いただいた説明とし、
0:33:18	説明資料について、幾つか確認をさせていただいて、それを踏まえまして、申請書の方にも幾つか確認をさせていただきたいと思っております。まず説明資料の確認なんですけれど、まずですね、
0:33:32	直江銀行対象条文の整備。
0:33:35	のところについてが除外されている。
0:33:40	についてその該当設備がないためとして除外しているもの以外にもですね、いわゆる適合性に係る設計や構造が、今回の工事では変わらないということで除外されているものもある。
0:33:53	1 認識しております、そこについてはですね、適合不要とする理由を具体的に示していただく必要があると考えています。
0:34:02	そういった観点からですね。
0:34:04	まず、
0:34:06	村井資料 18 ページ以降も、
0:34:09	適合
0:34:11	対象条文の整備のところについて幾つか確認をさせていただいた後、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:16	そのあとの女性の説明の部分について幾つか確認をさせていただいて、そのあとはこの記載の確認というふうにしたいと思います。
0:34:27	ではまず適合対象条文の整理に関して幾つか確認をいたします。まず、
0:34:36	まずですね、第 10 条への適合要否について、南部須藤。
0:34:42	資料です。保有の出力抑制特性に係る性能アップする箇所が、今回の工事の範囲外であるためということで、活動しています。ございます。
0:34:57	項目記載は、すでに許可すでに認可を受けていてかつ、今回更新する機器が適合に係る設計構造には影響しないという趣旨で書かれているものと認識しております。
0:35:10	その広域を確認したいと思っております。
0:35:20	えっと、
0:35:24	申請書、
0:35:26	はい。
0:35:32	今ちょっと手元に設置許可申請章を持ってきますのでちょっとお待ちください。
0:35:38	拝承しました。
0:36:05	はい。大丈夫です。
0:36:13	規制庁の志村です。一泊について補足なんですけれども、そちらとして出力抑制特性に影響及ぼす仮称。
0:36:23	はどこで、
0:36:28	今回の更新ではそこには影響を及ぼさないってところの根拠を明示したいというふうに思っております。はい、了解です。
0:36:43	原発の
0:36:46	パッチの浮遊スプール不正として念頭上げ、
0:36:52	足達。
0:36:54	というような先生で、はい。
0:37:02	没水評価でも、
0:37:07	そっちは許可基準規則の方が 20 人。
0:37:12	はい。
0:37:13	弁当代上場の上の取得特性に係る性能を発揮する場所が今回の工事の範囲外であるためという部分ですけれども。
0:37:22	近畿大学の左近です。
0:37:28	原子炉への安全性としましては、近畿大学原子炉に於いてこの原子炉の温度反応度係数を、負になるように設計しております、このことから、雇用の出力特性を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:42	有するとなっております。今回の工事で伴労働制御系統及び原子炉停止系統それぞれ公示するわけですが、こういう範囲が原子炉の炉心の外部。
0:38:00	あくまでを駆動装置の範囲ということで、この温度反応度係数に関するところは全く変更がないので、今回の工事の対象外と、被災しております。
0:38:20	規制庁の正田です。ありがとうございます。塗装レーン。
0:38:26	今言っていたようなこと等ですね、説明資料であるとか申請書に記載いただければそこへ確認というか、元木できるのかなというふうに思います。谷内座間委員ですけど。
0:38:40	兼子後の設工認の方でも、
0:38:45	こちらについてはもう審査済みということでよろしいのでしょうか。
0:38:51	そうですね今説明さしてもらった事項については、現在の原子炉設置変更許可申請書の添付書類 8-1 の 6 ページに記載している情報でありまして、
0:39:08	項目としては 1 ポツ 1 ポツに、原子炉雇用の安全性というところに記載しております。で、
0:39:16	説明書に記載するとしましたら、
0:39:20	このむしろ特性のところ具体的に温度反応度係数が負であることということに記載するというのが、何かと思いますが。
0:39:34	規制庁の荒川です。
0:39:36	要約するというか、
0:39:41	温度係数がマイナスってことなんでしょうけども、その分の出力特性に関わってくる部分っていうのは何かっていうのを明らかにして欲しいんですよおそらく。
0:39:55	その燃料の量であるとか、その燃料感覚とかですね、そういったその炉心のその設計によって、温度特性が負になるとかですね。
0:40:08	本当はマイナスになるとかですね、そういうのは決まってくるかと思うんですよ。究極的なその突き詰めた言い方をすれば、温度特性がマイナスだからってのはわかるんですけど、前村さんであるための、何ていうんすかね。要素。
0:40:23	ですね、その燃料感覚燃料の量とかですね、そんなものが、今回は変わらないから、固有の出力特性、不安でそのままなんです。そういう説明が欲しいなと思っています。了解しました。
0:40:37	はい。はい。
0:40:39	CMOも心臓の設計によるもので、今回は炉心の構造設計がいじらないのでっていう考え方に。そうですね。
0:40:49	はい。そしたら、そうですね。これをする特性これが、原子炉マンドア濃度が負であって、この法であることを担保しているものが、原子炉の構造による特性であると、炉心の、炉心原子炉の炉心の構造による、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	脳であると、ということから、この原子炉の患者さんの心の温度反応度係数であることに繋がっておって、今回の工事ではこの炉心の構造というのは変更がないので、
0:41:23	今回の工事の範囲の対象外であると。
0:41:26	いう、そういうことを記載する必要があるということによろしいでしょうか。はい。少し進化したかなと思ってるんですけど、構造の中でも、何が効いてくるんでしょうか。そこを明らかにしまった方がいいと思うんですね。
0:41:41	減速材と合わせた伊藤栗城燃料の配置というふうに、すいません近畿大学の芳原でございます。
0:41:52	この余震固有の出力抑制特性の部分につきましては、炉心の構造ということで、もうちょっと具体的に伊藤。
0:42:03	減速材のとは斜材、それから原子炉燃料の配置によって及びその燃料の濃縮度によって、
0:42:16	構成されております。
0:42:17	これら一で構成されておって今回の工事の範囲についてはこの部分を変更しない工事であるということ
0:42:29	帳票の出力抑制特性に対して変更を加えないものであるという、そういった
0:42:35	実際の説明資料の方に変えさせていただくということによろしいでしょうか。
0:42:40	はい。結構だと思います。すいません。やっぱり、
0:42:45	原子力関係者だけがですね、見ればわかるというものじゃなくてですね、これ公開で審査もしますし、
0:42:57	審査会合するかどうかちょっとわからないですけどね、申請書とかもすべてその公開をしていますので、どういうことだから、どういう出力特性が、布野儘田っていうのが、一般の方が見てもですね。
0:43:15	ある程度わかるようにして欲しいというのが趣旨であります。よろしく願いいたします。はい。はい。国民への説明性の担保という観点で、よりわかりやすい説明をとということでは承りました。
0:43:36	規制庁の正田です。では続けてになりますが、次の第 11 条への適合要否についてですね、こちらが
0:43:46	機能維持のための補修修理ができる構造を変更しないためとして、発議されていきますが、ここについてもですね、同じように、
0:43:56	すでに審査済みであるということと、この、
0:44:01	この補償処理ができる構造っていうものを、
0:44:05	がどうでそれが変更しない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:08	ために、今回の工事じゃそれを変更しないために、定義を不要としているというその方向も、
0:44:14	明らかにしたいと思っております。こちらについてもお願いします。
0:44:19	今回、地方は違う、結構配置変わんないから。
0:44:29	これは今回ちょっと見えない。
0:44:32	第 11 条につきましては、近畿大学原子炉のさ、原子力研究所の左近です。第 40 条以上に関しましては、今回の機材の変更によって、基本的な構造を愛知とかですわね。
0:44:48	憲法しないということから、今、現時点でいただいているキャパ。
0:44:54	及び許可に基づく設工認から変更がないということで、変更の中でも構造、位置構造について変更がないということから、物を
0:45:06	木下、岸野青井のための保守修理ができる。
0:45:11	ことになります。なので
0:45:18	はい。
0:45:21	具体的な差異としては、
0:45:28	機材の結構あるが、
0:45:32	だから当時部分よりは 1 と書きかえたほうがいいですかって言うん。
0:45:42	記載の変更あるが機材の配置、構造が変更がないため、
0:45:48	機能維持のための保守処理ができるという記載に、
0:45:53	変更しようと思いますがいかがでしょうか。
0:46:21	規制庁の首藤です。こちらについては、
0:46:32	要求としては、確か機能の確認というか検査ができることというのもあったと思うんですけどもそちらについても特に変更はないということなんですよね。
0:46:44	近畿大学の左近です。はい。構造変更が配置変更はないので基本的に検査、
0:46:54	全件についても同様に、現状維持で実施できるということでもあります。
0:47:52	規制庁の伊東ですけども、この 11 章の要求って、運転段階において、どのように試験検査保守修理ができるのかっていうことについて、求めているというふうに考えてまして、
0:48:08	過去の設工認、
0:48:13	の中でですね、どのようにこの要求への説明、
0:48:18	適合を説明しているのかっていうのをまず確認させていただきたいんですけども。
0:48:33	はい、検査はくどくで、
0:48:38	やってるから。
0:48:45	動作確認、外観の確認。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:50	ロードサーバー品と売価バックにいるから、それは、
0:48:55	当社製については本。
0:49:00	SPARTパソコンを、
0:49:02	それで、
0:49:03	A1号と川部。
0:49:07	議長の河合からそれは、今回の数字は意外やから、
0:49:11	伊勢ってないよね、計算については、本当に変わらず、
0:49:17	いや、ちょっと。
0:49:23	早期発見した点検が実施できる方の方。
0:49:33	国設人でどう認められてるって話。
0:49:38	遠藤。
0:49:40	すいません近畿大学の芳原です。それと道の確認なんですけどいわゆる検査項目とその配置との関係の説明ということでよろしいのでしょうか。
0:49:56	規制庁の伊藤でございます。検査項目と配置を、実際どうしてるかを教えて欲しいということではなくて、
0:50:08	どういうゆ目的の要求なのかっていうことではその物を作る段階において、その後のものを作った後の運転段階で、どうかを維持を図っていくんですかっていうことを約束するための、
0:50:26	条文だというふうに見ていただければいいと思っていて。
0:50:31	そうした時に、
0:50:35	当然申請書では使用前確認どうするんですかっていう検査の方法も変えたりすると思うんですけれども、それとは別に、今回の
0:50:44	ものづくりに際して、今後、どう、維持管理が必要であれば、どういうふうに補修をするのかっていう説明が必要ではないかで、ここに
0:50:58	名簿をつけた終えて、説明がさ、説明済みなのであれば、新たに説明が必要という、新たな説明は不要であるっていう、理屈はわかるんですけれども。
0:51:12	はあ。
0:51:15	まず過去に説明済みなのか、そうでないとしたらこれに対して、今後どう、どう、満足するように、
0:51:25	家の維持のための試験検査や保守費をしていこうと考えているんですかってそういう質問ですね。
0:51:33	そうしますと、今規制の枠組みでいうと、施設管理実施計画の方でどういう保守計画になっててそれを何をするために、
0:51:48	それができるとな、
0:51:51	形になってるといふそういう答え方でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	木藤でございます。
0:51:59	おそらく、その具体的な回答の紙としてこういうことをするんですっていう、例えば なんでしょうね。
0:52:09	ええ。
0:52:11	機能確認として、こういう検査をするんですとか、こういう兆候は割れたら機能を満 足しないと判断するんですとかですね、そういう舞台Eが多分ここで示されて示さ れた内容は、実際に
0:52:28	効果は生きていこうで、行われる施設管理の、やることと、内容は以下イコールに なってくるんだろうなと思ってます。なるほど。
0:52:41	はい。
0:52:44	なるほど。
0:52:45	Iす側溝のところなんですけれども。すいません近畿大学の方からです。
0:52:52	衛藤。
0:52:55	当事業所において、
0:52:59	ですね7施設管理実施計画等においてですねすべての機器について事後保全で いくという形でご説明させていただいております、
0:53:14	なので、土岐大三ための保守修理ということになりますと、取り外しができて新し いものに取りつけ直しができるということが当たります。
0:53:26	説明になります。
0:53:29	藤。
0:53:32	今出江藤、設楽
0:53:35	いわゆる次官補さんが必要な箇所がないということは実は、すでにもう背別の部 署の方にちょっと説明をさせていただいてるんですけども。
0:53:46	おそらくそういったところから、
0:53:49	わかりやすく設営、そうすると愛想の内在リスクがどれだけ小さいって衛藤天井の 方で、
0:53:59	何が起きての。
0:54:02	あのね、はさみ起きませんみたいなこと等の説明も少し入れさせてもらった方がよ ろしいですかね。
0:54:09	いかがでしょうか。
0:54:12	多分他の施設と大分何とか安全マージンがあまり違うため、ちょっと他の、例えば J-RⅢであるとか、この書き方と大分異なる。
0:54:25	説明の仕方になると思うんですけども、そういった方がいわゆる国民への説明 性ということ言えば、よくなると思うんですが、いかがでしょうか。
0:54:38	規制庁の伊藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:42	ちょっと理解しきれなかった部分もあるんですけど、
0:54:47	経験をやってらっしゃるじゃないですか。やってますかでは、どう、その機能が保持されてるかどうかの確認をしてるんですか。
0:54:58	定検の中ではですね、工藤佐瀬徹底等、制御棒の反応度添加率が満足しているか、今回の工事に不具合があればその反応度添加率がちゃんと満足しているかということで、駆動時間の測定をしております。
0:55:18	多分そういうところが該当の切り口なんではないのかなというふうに思うんですけども、当然前提として設計通りに苦労してるのかっていうのはそこで見てるんですよね。そうすはい。
0:55:34	事後不全だからということではなくて、今のやりとりのようなところは
0:55:45	いかに機能が維持できているかをどう確認してるのかっていう。
0:55:51	海南ではないかなと思います。なるほど。はい。
0:55:58	大まかそうすると今回変更を行って期、
0:56:08	機能維持のための測定器については今回いじりませんのでその
0:56:14	旨を記載させてもらうという感じでよろしいですかね。
0:56:24	私も、
0:56:47	検討を行っている試験または検査、これが継続してそのままをとらえる。
0:56:53	構想が変わらないで行われるということと、
0:56:58	調べてるから、診断領域っていう、
0:57:02	ストレージです。
0:57:05	金金さんについては、計センサーのケースについて、今回稲田委員、件数で見えております。
0:57:33	すいません。部長兼リーダー、近畿大学の左近です。伊佐石松町。10条につきましては現状我々が実施しているこのフォールス影響システム及び議事録主計等に対する、
0:57:48	ちょっと検査点検が、構造が変わらないということから、これまで通り実施できるということに加えて、
0:58:00	構造が変わらないことによって取外し等の操作が、これまで通りできるので、保守または修理が牧野継続して行えると、いうことを記載する必要があるというそういうことでよろしいでしょうか。
0:58:22	聞いても伊藤です。
0:58:25	皆さん認識合わせたいのは我々11条については適合性の説明が必要だというふうに考えていて、その点では先ほどおっしゃっていただいた通り、
0:58:38	今回の設備の
0:58:42	関連する企業、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:45	任せる確認として、ちゃんと設計通りの駆動時間で空洞ができるということを、ど う、
0:58:55	確認。
0:58:56	しているのかとかですね、ちゃんと
0:59:01	設計通りスクラムするのか、藤倉地が聞いて落下するのかとかですね。
0:59:06	そういった機能の確認をどうしているのか。
0:59:10	TiOを示していただきたいです。
0:59:27	今回やると、栗栖アナウンサー。時間ある検層できるようにします。
0:59:38	わかりました。はい。
0:59:45	やってるケースはできますって小石。
0:59:57	でしょ。
1:00:06	やっている設備、今一番石川なんて来ます。臼田です。
1:00:15	ありがとうございます。ぜひ年数或いは秘密なりで、説明資料をください。付けして ください。
1:00:29	全部下村下として本さん。
1:00:32	具体的に、それは、
1:00:37	違うんじゃないっていうところ。
1:00:39	ちょっと。
1:00:40	結局そこだと。
1:00:43	すいません近畿大学の方からです。
1:00:47	衛藤。そうすると瀬、
1:00:51	中名詞流動の適合性のもうちょっと詳しく深掘りしたページを、説明資料の方に、
1:00:59	変えさせていただくという対応。
1:01:02	よろしいですか。
1:01:04	規制庁の伊藤です。
1:01:06	はい。ちょっとやりとりも聞こえてましたけれども、まず落選やっているのは、まるで 適合性対象だと、ということで、説明資料としても
1:01:20	今どういうふうに検査で機能維持確認してるのかって説明もありましたけれどやっ てることをまとめて記載をいただくと、適用対象になるってということは申請書上もそ れが必要になるということですので、
1:01:35	ちょっと後で津波のやりとりでも、申請書の補正について述べさせていただきます けれども。
1:01:42	申請書を合わせてどう直すのかっていうのを検討いただくということだと思ってま す。
1:01:49	なるほど。あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:52	佐保。
1:01:54	大保江藤。
1:01:57	金丸。
1:01:58	ちょっと丸井から説明した説明資料としてアップデートして、あとは、具体的に言えば多分、別紙の別添 1 の方を合わせて、
1:02:08	あれアップデートするというそういった対応を、このうち、今の条文については、やっていくというふうな方向性でという話でしょうか。
1:02:18	規制庁の井藤です。前半については認識は合ってます、浸水所別紙の別添 1 っていうのは添付書類でしたっけ本源でしたっけ。はい。
1:02:33	この手引き書類の方です。ですよね。なので、本文等を関連し、本文にまず必要な記載をしていただくのは必須案 202、それに加えてそれを補足する内容を点数で示していただくということだと思います。
1:02:53	本文に、
1:02:57	法令上の約束事項は本文に記載をされていることになりますので、そういった意図で、ここの後のやりとりの方なんですけれども本文に書いていただくっていうのは、我々重視をしています。
1:03:10	はい、検討。
1:03:13	またちょっとどこに書き加えればいいのかという話についてはちょっと後程まとめてということでもよろしいでしょうか。はい規制庁伊藤で結構です。はい。
1:03:36	規制庁の篠田です。例えば次の確認についてたいと思います。次が、第 21 条のところですね、こちら第 3 項への適合要否について。
1:03:49	こちらの構造を変更しないためということで、許可されていますが、ここについてもですね、同じように、
1:03:57	適合性というもので、
1:04:00	違いのところを説明されてきて、それで今回は構造、
1:04:05	わからないっていうことを目に示していただく必要があるのかというふうに思っております。
1:04:11	で、こちらについては、
1:04:27	近畿大学の原です。21 条第 3 項につきましては基本的に制御棒役規定のところ、駆動下規定規定の、
1:04:42	条件において、落下するというのが確認できれば
1:04:49	満足する事項となっておりますので、これも先ほど 11 条と似たような形で、ちょっと書きぶりを、また三野包括の議論はちょっと異なりますけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	いえ、要求としては 11 条と同じように本文事項にそれを明記する、あと説明資料に追記をするという、そういったご要望だというふうにとめておりますけど、よろしいでしょうか。
1:05:22	規制庁の首藤です。こちらとしてのですね、適合曜日を×にしているというところについてはあまり大きな役割を感じておりません。
1:05:32	ただその根拠として、
1:05:34	して大崎側の環境条件等で機能は変わらないというところなのかなと思っておりますので、そこを、利益説明書とあと、申請書の方ですね、こちらに、
1:05:47	明記いただければいいのかなというふうに思っております。
1:05:52	木戸伊藤ですけれどももうちょっと補足をさせていただきますと、これも基準要求の中身をもう 1 回見ていただくと、通常力を、
1:06:05	各自とか、事故しておいて、どう、
1:06:11	環境条件は圧力温度とか規制環境とかですね、変わることで安全機能を持っている設備がどんな影響を受けるのか或いはその環境下でちゃんと機能維持できるんですよっていうのを、
1:06:27	確認するための要求になってまして、それをやってきたときに、
1:06:35	近大炉においてはこういうファン、環境条件になるので、機能の喪失はし機能喪失がないというかそもそも、
1:06:45	必要がないといえるのであれば待つっていうことなんだろうなと思っていて、さっき許可の添 10 って話もありましたけれども、そういうところとの絡みで、
1:06:56	理由があって発生してるんだったらその理由を明確にさせていただきたいなっていうことです。まずちょっとその理由の中にか言いますと、すいません近畿大学の方の方法です。
1:07:11	設置変更許可申請書の形状の中で通常運転時、当時、それから事故時において、
1:07:22	とすべてが、信号発生から 0.5 秒以内に収まるということで余震の条件が通常運転時から変化がないということで結果をいただいております。
1:07:37	そういった形で通常運転において機能発揮できるという情報、条件さえ満たせば
1:07:47	大丈夫と。
1:07:48	ということになりますので松浦防災の範囲で大丈夫だというふうに判断しましてええと、展示の中で
1:07:57	環境条件変化がないということを記載にさせていただいておりますので、おりますので、それで今回ちょっとバツとさせていただきたいんですけどちょっとそこがわかりにくいということであれば説明資料の方にその旨、
1:08:11	水口でつけさせていただきますけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:14	いかがでしょうか。その点検中からの説明スタートという形になりますけれども。
1:08:20	はい規制庁の伊藤です。そういった説明をしていただけるとわかりやすいと思っておりますので、ぜひ反映いただければと思います。
1:08:30	今説明資料上という話もありましたけれども、申請書の添付書類の適合要件においても、そういうポイントがわかるような、
1:08:45	修正を検討いただければと思います。
1:08:54	はい、えっとつす。
1:08:58	はい。ちょっとその細かな問い方についてはまたちょっと後下げるという形になると思うんですが、ちょっと概ねの話で言うと
1:09:12	データの設工認申請書の方ですと、適合性を書くところに置いて、外当貸とか評価の必要性なしのなしの部分についても、
1:09:28	全部網羅的に記載していくというそういった考え方でよろしいでしょうか。
1:09:54	はい。既設の伊藤です。堅田研究 1-1 のページを教えてくださいけれども、被災の理由は多分多少違う、説明して違うと思いますけれども、判決に理由がわかるような、
1:10:13	記載はそれぞれ加えていただくのかなと思ってます。
1:10:17	それはここに、いわゆる
1:10:23	これ、これもなしのところに隅田仙田伊藤なしも含めて、
1:10:29	その簡潔な説明を、ここ、ここで言いますと後ろの添付の 1 の 2 項のところに、
1:10:38	ざっと書き加えていくということでしょうか。
1:10:44	第 3、第三条から第 42 条までを全部書くのはどうするかという、ちょっとすいません。どうぞ。
1:10:54	させていただきますでしょうか
1:11:00	1-1 でいいと思いますけれどね。
1:11:03	血管研究所停止。ぜひ、土肥松葉と思ってます。
1:11:14	あまりには説明が長くなりそうなところは市、申請書とは別に、資料もご用意いただいて説明されると思いますので、
1:11:26	うん。そちらを見ればわかるようになっていけばいいんだと思うんです。
1:11:34	それでは花井委員。
1:11:48	はい。
1:11:52	ちょっとですけれども、もし、
1:12:00	正常文ってこんなこと確認とか、綺麗ななってるところがあれば具体的イメージをすり合わせておいたほうがいいかなと思うんですけれど、例えば、津波とかって今回全く関係ないから、そんなに扱う必要ないんじゃないかっていうことであれば
1:12:16	そこはないのかなと思ってます。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	そ。
1:12:27	はい。実はそのスポンをちょっと聞き、すいません近畿大学の芳原です。
1:12:36	なしとしている或いは該当なしとしているところについて説明を加えるとなりますと、地震津波、それから第 8 条の外部衝撃についても、
1:12:49	同様になしの説明が必要なのかなという、第 8 条が多分、おそらくかなり熱くなるかなというところがありますけれども。
1:12:58	そういったところろう
1:13:02	一方、
1:13:04	含めて、多分そのそれぞれの場自体は、1 ページぐらいで、薄くはなるとはしてもう、
1:13:13	42 ページ、4、39 ページですか 39 ページ分がプラス、30 数ページがプラスという形で、
1:13:28	御説明、この添付資料はプールという方向性。
1:13:34	なのかというふうなのかなとちょっと心配しております、
1:13:40	ちょっとそこで、おそらくその技術基準規則の条文を張りつけてという説明資料の作りこみと今なっておりますので、そういった形。
1:13:50	ちょっと含ん方向性で、厚く、
1:13:54	するのかなと今お聞きしてるとちょっと心配しましたけど、どう、どう。
1:14:00	どうなんでしょそういう考え方で合ってるんでしょうか。
1:14:14	規制庁井藤です。1 例として第 8 条のことを申し上げる等、支援基準適合の節項 2 取られてらっしゃいますので、その中で資料については説明されていて、
1:14:29	今回そこには変更なしっていうこと。
1:14:32	だと思いますので、どうぞ。
1:14:37	加設工認で、新規建設工認で、的を説明していて、今回はその内容に変更を及ぼすものではないぐらいがさらっと一文あれば、十分じゃないかなと思ってます。
1:14:53	わかりました。
1:14:56	では 1 多様な形でちょっとその後逃がすなしの状況については逐条で土肥知久様知久、河内久郷という形になると思いますけどもそのような形で、
1:15:13	をちょっと厚くさせていただくという方向性、あとは、常盤説明資料を厚くさせていただくと、それで説明性を上げていくという、そういった方針でよろしいでしょうか。
1:15:26	はい。規制庁伊東です。もし作業の手戻りみたいなものを、君も心配されているのであれば、一部の条文について記載いただいたものを、次のヒアリングでお見せいただいて、記載イメージの認識があったところで残りの作業をしていただくということでもいいと思ってます。
1:15:47	なるほど。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:53	はい。了解しましたちょっと、次のヒアリングにちょっと。
1:15:59	イメージのようなものをちょっと。はい。
1:16:03	ちょっと作らせていただきましてちょっと基礎、そこでまた認識のすり合わせをさせていただければと思います。
1:18:15	衛藤規制庁の伊藤です。そうですねちょっとポイントを絞って対応検討いただければと思いますので、まず市営等、補正書というよりは、
1:18:30	説明資料としてですね、先ほどいろいろあった十条等を、あと 21 条の環境条件のところですね。
1:18:42	あとこの後のやりとり出てきますけれども、4 項 5 項のあたりなんかもそうですし、また 33 条。
1:18:51	今回局に
1:18:55	工事の内容が影響してる部分ですのでどこが関係あってどこがなぜ関係ないのか。
1:19:02	ていうところを説明資料として、カードを、
1:19:07	考え方がわかるような、
1:19:10	示していただきたいと思います。
1:19:12	申請書においてどうするのかっていうのはまたですね、今後のヒアリングの中で、引き合わせさせてもらえればと思います。
1:19:21	はい、了解しました。ではまず、ちょっと説明資料の方をアップデートという形で、次のヒアリング、
1:19:30	ちょっとご説明させていただいて、それから具体的にどのような補正をしていくかというところの認識合わせについては次、次回以降ということでもよろしいでしょうか。
1:19:42	はい規制庁の伊藤です。そのようにお願いいたします。
1:19:53	了解しました。
1:19:57	規制庁の正田です。では 1 課。
1:20:01	確認を続けたいと思います。これ、続いて第 2、第 27、同じように、第 4 項と第 5 項への適合要否についてですね、こちらに逆井対策の要求事項でありまして、
1:20:14	こちらについても、工事の範囲外ということでバツにされておりますのでここについてもですね、先ほど来、ここまでと同様にですね。
1:20:24	今こういった構造で、
1:20:27	そこ、今回の工事はそこに寄与しないのでっていうところの根拠を、補足受従属いただきたいなというふうに思っています。
1:20:37	はい。伊勢委員説明資料の中で火災対策に関わって設工認、市としては、
1:20:48	どの許可に基づいてどのような説明に基づいてどのようなことをやっているかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:52	いうところを記載してす。そこと今回の工事は別だということが明確にわかるようにという形の説明資料をちょっと加えていくという形で、
1:21:05	記載させていただくということでよろしい説明資料の方をまずはアップデートさせていただくということでよろしいでしょうか。
1:21:13	そういった形では確認をさせていただければと思います。
1:21:21	続い次が第 33 条の 2 なります。まず第 1 項についてなんですけれど、第 1 項もですね、第 1 号、第 2 号、
1:21:33	こちらについて、今、
1:21:37	が適合用水を 0 というふうに、
1:21:40	されています。
1:21:41	こちらについてはですね今回の工事というのは、いわゆる駆動措置の更新ということで、
1:21:51	やはり十分、記載さ反応度変化の制御能力であるとか、制御棒の設計等といったところについてはへ。
1:21:59	今回月の更新では変更が生じないのではないかと考えております。まずそこを確認したいと思います。
1:22:09	はい。
1:22:11	第 1 項の 1 号については反応度変化というところになりますんで反応度添加率。
1:22:22	の方が主には効いてくる能力になります。
1:22:26	こっち安里近畿大学の方、こちらの方につきましては、今回検査、週内事業者検査の中で反応度添加率を確認するということで、
1:22:41	探傷をしていけるかなというふうに考えております。それが第 2 号の
1:22:48	伊藤につきましては、こちらについては工藤樋口ではなくて衛藤中野。これ工藤社長と戻っちゃうけどそすとのですね、モーターではなくて、
1:23:00	中のドラム、
1:23:02	いうところの構造となっております。ここは
1:23:08	地籍変更しませんのでそこに適合性のところに書いてある通りなんですけども
1:23:17	はい。
1:23:19	というふうに考えております。
1:23:23	第 2 号の方、第 2 号の方は今回対象外というふうに考えております。半々喧嘩率があるんだ、他に。
1:23:36	2 号のイが対象外で 2 号の 5 の方が今回対象でこちらの方は使用前事業者検査で確認する予定となっております。
1:23:58	次が、第 2 項、愛好家を第 1 号、
1:24:07	というふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:13	それは本年度制御系統の方で、
1:24:19	はい。
1:24:22	そう。
1:24:24	なので説明資料で言うと 20 ページの方で江藤。
1:24:29	煽って、
1:24:30	他に 20 何匹結局、19 ページか、19 ページの方で両方〇〇ということで
1:24:39	適合性要否ということで説明をさせていただいておるところでございます。
1:24:45	ちょっとすみませんと 2、2 号の方がですねちょっと書き分けていないので申し訳ございません委員の方が適用せずに、今回は
1:24:57	必要がなく、ろうの方が必要になりますということで 10 日、
1:25:02	書かさせていただいております。
1:25:08	説明は篠田ず、はい、そうしました。それと後今日で、こちらについては適用の説明という御説明が必要というふうに整理されているということでは理解をいたしましたありがとうございます。
1:25:28	絵は次がですね、同じ 33 条の第 1、
1:25:35	まず第 6 項方なんですけれど、
1:25:38	はい。こちらツリー A 氏説明資料の 1。
1:25:45	2、20 ページの方ですね。
1:25:49	こちらたより、
1:25:51	反応度制御系統としての種安全棒の駆動機構についての整備の中で、
1:25:57	33 条の第 6 項については適合表もあるというふうにされてるんですけど。
1:26:02	こちらについては、要望としては原子炉停止系統の要求なので、この反応度制御系統と区別して記載整理いただいているのであればここは、
1:26:14	バックにもなるのかなという気はしていますがそのあたりの認識を、
1:26:19	お伺いしたいです。
1:26:28	ああ、
1:26:30	そう。麻生首藤は原子炉停止系統はでスタートしておりますので、
1:26:38	1、
1:26:40	反応度制御系統としてのよ、要求ではないという、はい。
1:26:46	はい。
1:26:47	近畿大学の方はです。
1:26:51	東條の解釈につきましてははい誤解をしておりました。申し訳ございません。
1:27:00	一遍に、
1:27:22	反応度水系等は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:25	原子炉停止系というふうに要求事項だけあれば柘植原子炉停止系統の方で、0という。
1:27:31	はい。
1:27:36	諏訪さん、規制庁の庄野です。こちらについては
1:27:39	そのあとの停止系としてのというところで生まれにいただいていたので、されているので、そこではちょっと区別という意味で、少し金形で確認をさせていただきました。
1:27:50	ありがとうございます。
1:28:02	規制庁の品田です。続いてなんですけれども続いてこちらは33条ですね、33条のため、第2項のところでは
1:28:12	こちらについては
1:28:23	原子炉停止系統としても、
1:28:26	の整理のところ、原子炉停止系統の多様性確保は今回の工事の対象範囲外であるためというふうに、ということで除外されていますが、こちらについても、
1:28:38	先ほどまでと同様に、小、
1:28:41	II多様性の確保というところの説明とそれが今回は変わらないっていうところを確認したいというふうに思っております。
1:28:52	はい。衛藤。
1:28:54	近畿大学の芳原です。
1:28:57	原子炉停止系統の多様性確保につきましては、
1:29:01	原子炉停止系統制御棒、
1:29:10	あとはですね独立中性子吸収体というですね、また、その制御等々は独立した原子炉停止系統を付議することによって多様性を確保するという形で許可の中で等を、
1:29:27	許可をいただいている形になります。
1:29:30	こちらですね制御棒が、
1:29:33	ある。それとは別に独立中性子吸収体という、別の原子炉停止系統が、
1:29:40	野木されているというところに対応して確保しておりますので今回の、
1:29:44	モーター工事につきましては、この江藤多様性を確保しているというところについては変更を加えるものではございませんので、
1:29:54	今回藤教授対象外、工事の範囲外ということで適合しないという形で記載させていただいておりますけれども。
1:30:04	ここに付きまして、そういったバックボーンの話というものを説明資料につけさせていただいた方がよろしいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:14	規制庁の集団数、そうですねそうしていただければこちらの方も理解がしやすいかなと思います。はい。
1:30:21	ありがとうございます。
1:32:23	すいません原子力近畿大学の左近です。今までのところでちょっと確認させていただきたいところがあるんですけどよろしいでしょうか。
1:32:35	水泡規制庁の鷺見です。すいません。少々お待ちください。はい、了解しました。
1:34:12	規制庁の荒川です。
1:34:15	今、こっちで議論をしていたのは、独立中性子吸収体っていうのが、これは認識してなかったところで、
1:34:27	これって許可の中で、その最終地形等の一つとして登録がされているものなんでしょうか。麻生です協会の中出東郷。
1:34:37	といたしまして新規制基準対応の時に新造しまして、使用前検査を受けて合格をいただいている、そういった設備になります。
1:34:49	近大芳原です。
1:34:53	それから難しいですけども、53条の方でよろしいでしょうか。はい。ご意見、
1:35:06	ずっといつも議論なんですけど、議運同等のケースと共用で、ややこしい話、これだけ見てたら何か要求しすぎ。
1:35:21	あるんだ。
1:35:24	そうです。
1:35:32	事実関係はよくわかりました。
1:35:36	はい。
1:35:39	今安全防二つと、SIM安全房
1:35:43	に加えて別系統の中性子吸収体というのがあるということですね。
1:35:50	はい。近畿大学の方はですね通りでございます。はい。わかりました。わかりました。もう一方の中性子吸収体の方は、今回石倉ないのでっていうことなんですね。
1:36:03	おっしゃる通りでございます。はい。お願いします。
1:36:51	規制庁の正田です。
1:36:53	ここまで、
1:36:57	この上場の空気容器についてですね、確認しようとしていたのは以上になります。
1:37:12	体型すいません規制庁品田です。先ほどここまでのところで確認したいことがというふうにおっしゃってたかと思しますので、そちらをお願いします。
1:37:23	はい。近畿大学の左近です。確認したいことというのはご指摘いただいております。今の説明資料の18ページから、20、
1:37:36	3ページまでの部分ですね、特に適合容器のマルバツの変更及び要否がバツであっても利用の変更理由の数%記載が必要というところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:51	各条のどこの場で必要だというところの確認をちょっとさせていただこうかなと思いまして、よろしいでしょうか。
1:38:02	清町の庄田です。はい。お願いします。はい。では、まずですね、18 ページに記載しており、近畿大学左近です。
1:38:13	まず 18 ページに記載しておりますところで、変更もしくは追記が必要な箇所ですが、第 20 条、こちらの利用の部分につきまして、もう少し具体的な
1:38:27	どの箇所でこういう出力特性を担保しておって、その範囲、その箇所が今回の工事対象外であるということを示すということが一つです。
1:38:38	続いて、第 11 条こちらについては適合要否が 40 となりまして、どういった
1:38:48	点検検査映像を行っている。
1:38:52	ということと腎臓の保守管理というのが、継続してできる構造、位置構造等を変更しないというところの理由づけとの説明。
1:39:03	が必要と。これについては 11 条は応用ということであれば、別途、後段の現状で希望としている。
1:39:13	部分と同様に説明資料をつけておりますのでそちらをちょっとまた、後日内容を確認いただくというところで予定しております。続きまして、第 21 条の第 3 号。
1:39:27	でございますけれどもこちらが
1:39:33	記載内容の拡充ですね、具体的な記載をもう少し追加すると。
1:39:40	続いて進みまして 21、10 ページの記載中、21 条の第 4 号だ、第 5 号について
1:39:52	も、
1:39:52	笠伊井に関する評価でこちらの理由について、何、どういう対象の範囲で、
1:40:01	どういう対策をとってるので実用対象外であるということ、もう少し具体的に書くということです。
1:40:10	20 ページに進んで、こちらの第 33 条が色を、については、ここの要求というのは
1:40:26	0 と今記載しておりますけど、これは適合要否が×に変更と、ということと理由については別途、後で。
1:40:37	人を考える予定ですがおそらく厳守。
1:40:41	33 条第 1 号と要望第 3 号と同様の記載になるのかなと考えております。続いて、第 21 ページの記載については、先ほどの 18 ページ目。
1:40:56	沼尾と同様で、第 10 章第 11 条第 21 条の第 3 報がそれぞれ同様の変更が必要であるというふうに認識しております。
1:41:07	第 20、22 ページ目。
1:41:10	第 21 条第 4 号第 5 号についてもこれも、
1:41:16	さっきの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:19	ハード制御システムの記載、のと同様の追加が必要と。
1:41:27	あと第 33 条第 2 項についてはこちら、独立中性子吸収体というものの存在をちゃんと示して、
1:41:37	現象検証のための多様性は他の系統で持たしていると、いうことを具体的に記載する質方向でいいのかなと考えております。
1:41:47	続いて、次のページの 23 ページ目。
1:41:54	は
1:41:59	こちらは第 6 号は、さっきの反応度として、濃度制限系統の方での記載なのでこちらは特に今いただいてなかったかなという意識です。
1:42:10	ここまでの内容で、じゃあここもほか言っていましたよというのがあったら教えていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
1:42:25	衛藤の品田です。
1:42:27	こちらは確認させていただいたところをさせていただいてると思います。
1:42:34	はい。近畿大学の左近ですありがとうございます。
1:42:48	規制庁の庄田です。ではですね、この適合費用の整備というところから区域。
1:42:55	続けて、今度適合性の説明の部分とあと、ここの記載に関して幾つか確認をさせていただきたいと思います。
1:43:07	まずですね、
1:43:13	浦説明資料の 24 ページですね、こちらの、
1:43:18	第六条第 1 項への適合性というところで、
1:43:24	こちらについてですね。
1:43:26	今回の次は、現状停止教育も、
1:43:30	耐震重要度 C クラスというふうに記載されているんですけども。
1:43:38	支局上だとこっちが B クラスに分類されていたように認識をしています。
1:43:53	あそこは一度ご確認いただきたいというふうに思います。
1:43:57	小穴他のを登録整合するように試運いただければと思います。
1:44:07	は、
1:44:09	最初、施設っていうところで、
1:44:12	あれ。
1:44:19	申し込み。
1:44:45	あと、補足というか追加なんですけれども、その次の、
1:44:51	ページで、
1:44:53	全体で耐震重要 B クラスであるが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:57	停止機能直接関わる部分として回転盤及び制御棒案内ケース等の炉心内部の駆動部分をBクラスその他の部分のCクラスとしているというふうに記載があるんですけど、皆さんこれを、
1:45:10	田岡高野。
1:45:12	岡安君上それは読み取れずですね。
1:45:15	そういった整理がされているというふうなのはちょっと確認はできませんでしたのでそこを確認をしたいというふうに思います。
1:45:31	使用前の計算書、
1:45:39	節文書指導さんが、
1:45:48	ちょっとしても、
1:45:49	市立今園さんを一つにはちょっとして、
1:45:54	近畿大学の左近です。ですね、まず、原子炉停止系統専用号の耐震。
1:46:04	につきましては、
1:46:07	どう、
1:46:08	平成 29 年 1 月 27 日申請の、
1:46:14	新規性基準対応の中で行った、原子炉施設の変更に係る時及び設備の申請書ですね、こちらのその 3 という、
1:46:24	の中で
1:46:30	具体的なベース。
1:46:35	耐震評価を行っているものでございます。その中でですね、耐震
1:46:45	計算書が内部に添付されている。
1:46:49	んですけども、
1:46:52	全部書類の中で計算書として、対する計算書。
1:46:57	訳されてる中で、この具体的な、
1:47:02	評価として、
1:47:05	今日お出します資料の、
1:47:10	中の、
1:47:13	当 76 ページ 7 ページと同様の
1:47:19	構造図を示した上で、この中から、
1:47:25	具体的な耐震計算の範囲として、Bクラスの耐震計算の範囲として、水道機工の小保内構造、特に
1:47:40	アルミ製の案内管、案内カバーですね。それとステンレスをステンレス製の物への制御棒総務部を維持する案内パワー。
1:47:52	その上部のトナミに、これらを対象とした、
1:48:00	対処計算評価を設工認の中で申請しているということがまず一つ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:07	それ一。
1:48:10	を行った上でですね、さらにこの施設工認申請書、設工認申請に対する、気象台検査を受けておまして、その障害県さあ、
1:48:32	ええ。
1:48:34	別の資料の 25 ページ、第六条第 1 項適合性の 2-2 として記載しております。ただし、この部分ですね、
1:48:45	炉心の中の部分としては新規及びクラスとして設工認申請書にも添付した上で、主要な検査で確認をいただいておりますし、その他の部分、具体的には炉外の、炉心外の生体遮へいタンクの外側についております。
1:49:01	駆動装置、こちらについても、
1:49:12	承認申請と三輪
1:49:15	含めない。具体的にはBクラスではない範囲として、
1:49:20	確認をいただいていたし
1:49:23	設計要求として我々が自主的に耐震上Bクラス相当の荷重ばっても、大丈夫であるかという評価を行って、その内容について、平成 29 年の、
1:49:36	3 月 10 日芳野支払い検査で確認をいただいているという状況でございます。
1:51:59	規制庁の島田です。
1:52:02	今いただいた御所通についてはですね、ちょっとこちらの中でしか確認をしたいと思しますので、これ、説明資料をですね、補正資料を充足いただくところでのこの、
1:52:17	改めて整理というか、をいただいて、示していただきたいと思えます。
1:52:26	近畿大学の左近です。具体的な資料の拡充としては例えば、過去の設工認で示した耐震性度Bクラスの申請。
1:52:39	説明資料の解説とかそういったイメージでよろしいんでしょうか。
1:52:47	規制庁の志村です。基本的にはそうなると思っています。過去にこういった分類で影響。
1:52:55	申請を出して説明をしていますので評価をしていますというところを示していただくのが、まずは一番かなと思っています。
1:53:18	お伺いしました。
1:53:20	金代表のサポートです。
1:53:23	了解しました。
1:53:25	次回のヒアリングでご説明できるようにちょっと準備を進める方向で、
1:53:31	用意します。
1:53:34	規制庁の志賀です。
1:53:36	そちらの準備の方お願いしますで一応補足というか、こちらとして確認したい牧本というのは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:44	F1号は、私たち私が確認した中ではこちら、評価してる以外はCクラスだっていうところがちょっと読み取れなかったので、ここ、
1:53:57	そこがCクラスになるんですっていう根拠。
1:54:00	を示していただければと思います。
1:54:04	写真計算する。
1:54:06	それは解説じゃない。
1:54:13	近代の左近です了解処置とどういブライン判断といったロジックでこの耐震上私から数になっているのかというところを、説明できるように資料を準備したいと思います以上です。
1:54:34	規制庁の庄田です。よろしくお願ひします。次、鈴木です。
1:54:52	ここから個別の確認になるんですけど。
1:54:56	まず、
1:54:57	今回更新する機器の方に、原則機構というものがあつたと思います。
1:55:04	こちら原告機構については以前
1:55:08	新規制基準対応の設工認の際に申請漏れなのではないかという話が出たかと思ひますが、こちらについて承認の、
1:55:19	影響の評価章の中で登録を評価するところですね、原則機能というものを込みで取り組む評価をされて、
1:55:29	いたので、こちら直接記載はないものを、原籍校というものを込みで関区に、
1:55:35	対応さ審査を受けているというふうに、中学とした認識をしているのですが、基本財産の整理認識としてはごちゃせないでしょうか。
1:55:48	はい近畿大学の芳原です。はい。そのように考えております。
1:55:55	以上です。
1:56:01	そうです。では続いてですね、次は、
1:56:06	資料の14ページですね、沖
1:56:10	許可申請書での整合性についてというところなんです。
1:56:16	それについて幾つか確認したいのが、まず
1:56:23	反応度添加率の、
1:56:26	ここ。
1:56:29	更新後の表ですけどこれは確かですね挿入時の添加率はこれは、
1:56:34	動きで、桁が一つ大きくなっているということでしたよね確か。
1:56:40	金原左近です。はい。申し訳ないですねここは0が一つずつ抜けております。
1:56:47	マイナス数の総務費のマイナスの反応度価値について、0.0031と0.0032と記載すべきところが0が一つ抜けて、一つずつ両方とも抜けておりますので、こちらは修正させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:03	規制庁の庄田です。承知しました。続いて同じところなんですけれど。
1:57:08	更新後の安全須藤区の工藤時間のところですね。
1:57:13	白木キヌ議員が 170.3 秒で挿入時が 171.9 から 175.9 ということで、まず確認というかお聞きしたのが、引き受け時のストローク時間が 170.3 秒で大分この制限の、
1:57:30	170 に近い値になってるんですけど、これって誤差によっては何時だ通。
1:57:36	ということがあるのかなっていうのをまず確認させてください。
1:57:46	大丈夫でしょうか。大丈夫です。最初評価。
1:57:51	これちょっとわかりました。
1:57:57	ノーなのスペック上遅くなって、はい。
1:58:04	近畿大学左近です。こちらに示してます評価の値というのは、原則、
1:58:12	最も下方版数が良い時の評価値を記載しておりますので、
1:58:20	これスペック上これよりも早くなることはないという値になります。それでは
1:58:29	誤差の範囲として見るであれば引き、この速度については、これも遅くなるプラ数になる方しかない。
1:58:39	いう構造になって、そういう評価で行っております。
1:58:46	規制庁の庄田です。承知しました。実際には挿入時と同じようにある程度幅があって、では記載通り 170.3 行っているのは道は早いところ。
1:58:57	になるということですね。
1:59:08	いえ、こっちも僕から見た。
1:59:12	だったら、鷲見と同じぐらいに幅を持つてる。
1:59:19	近畿大学の芳原です。はい。
1:59:23	その通りでございます。
1:59:26	以上です。
1:59:43	規制庁の手段です。
1:59:45	承知しました。であればこちらと同じようにある程度はバーというか、想定しているところを実際のところ記載いただいた方がいいのかなと思います。
1:59:59	はい。説明資料の方でもうアップデートという形で記載を変更させていただきたいと思います。
2:00:09	以上です。
2:00:11	近畿大学芳原でした。
2:02:31	です。規制庁の塩田です。すみません。ここについてですね、もう少し伺いたい、確認したいんですけど。
2:02:40	確かこの部分の、過去の設工認ですと、確か工藤速度という形で仕様を記載されていたと思い、思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:52	ところ、原則として毎分 152.42 メートルというような形で記載されてたかと思っ ていて、これを今回そのストロークの時間という形で仕様を記載されてるのは何か 理由があるんでしょうか。
2:03:24	どう。
2:03:29	つつうんで、
2:03:31	続きまして、
2:03:38	それは注水周期性学会、95%。
2:03:43	近畿大学の左近です。この申請具体的には昭和 36 年の設工認申請書では、確 かに国道速度、
2:03:56	新速度とか、速度回り込ん何センチというような記載になってたかと思うんです が、
2:04:06	今回はこれ新規制基準対応を行った際にですね、具体的な規制値が、
2:04:16	そうでございますように変更をしましたので、これに合わせて、今回の設備申請で も、現状許可の基準値に合わせた記載に変更したと。
2:04:31	いうところでございます。以上です。
2:04:37	規制庁の志村です。
2:04:38	こういった確認してしましたのも、このテーマの基準の方ですと、動特性に適用し た速度でというふうに要求がありますので、ここは何というか、
2:04:50	速度の方が市長橋内の記載なのではないかなという、思ったところでは ないかなという、思ったところでは
2:05:13	1.10%
2:05:18	ちょっと形がします。
2:05:28	近畿大学の左近です。近畿大学の原子炉においては制御棒の駆動範囲というの がですね、基本的に変更がないものでございまして、
2:05:43	駆動時間と、不同速度というのは駆動時間と駆動距離、移動範囲ですね、やって 基本的に定まるものですので、直接的に、
2:05:57	ストロークが変更がないという前提でこの工藤時間というものに、自動的に実時間 が不同速度と一対一で対応するという、
2:06:07	ところで今こういった記載になっておりますけれども。
2:06:11	これは速度にへん記載を変更した方がよろしいんでしょうか。
2:06:40	普通。
2:06:43	規制庁の正田です。
2:06:47	パステロが変わらないっていう、ちょっとはい。読み取れますので、これは、
2:06:55	変えなければっていうものではないと思いますが、今日、過去の設工認の速度で 書かれてますし、速度を変えて書いてその上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:07	ストロークとの関係を説明するっていう記載の仕方をすれば許可等の繋がりも明確でかつ基準からの素直に読める。
2:07:17	記載になるのではないかなと思います。
2:07:19	難しい。
2:07:22	うん。中身。もし、そこの話を説明しない。はい。浦さん、ごめん。
2:07:32	わかりました。変わらないっていうことをまず明記した上で、
2:07:39	外へ出した個別 10%。
2:07:42	許可申請書 9 を整合するすべ 75 ページぐらいにこの続きで、技術基準規則等の関係ではどうなってます。
2:07:52	そこまでストロークの話とかを入れて、
2:07:58	近畿大学の左近です。では現状の差異はあくまでも設置許可との整合ということで、
2:08:10	工藤時間で記載しておりますけれども、ストロークが変わらないことであとストロークが、こういう値なので、速度に変換したらこうだということを、説明資料でまず、
2:08:23	書き加えるという方向で進めたいと思います。
2:09:02	規制庁の荒川ですけれども、許可整合という意味では、そのトータルの時間って書いてもらってもいいと思うんですけど。
2:09:12	その技術基準適用という意味でわー、それやっぱ速度を変えてもらった方が平気なのかなっていうふうな気がしてます僕は。
2:09:20	その他に言うのですね、この辺のスピードっていうのは、これ、設工認の中でお約束していただく事項だと思っているので、
2:09:31	説明資料だけじゃなくてですね、申請書の本文に書いていただく、明確に書いていただくものだと思っています。この申請書に対するですね、我々のポイントってのはこの後、
2:09:49	ご説明を散らかしていきたいと思いますが、とりあえずこの引抜速度についてはですね、そんなふうに考えています。
2:10:04	金スペシャリスト説明資料から、近畿大学の芳原でございます。
2:10:17	江藤は動きについてはよくわかりまして等、具体的な書き方については先ほどちょっとお話ありました通り次回以降の年、ヒアリングで、
2:10:30	また詰めさせていただいて、認識調整させていただくと、
2:10:35	技術基準規則上に定期施設を示した設工認申請書でございますのでそちらの方の 9 についてははい。
2:10:48	両者を千葉支店がちょっと書き方については、次回以降ちょっとまた、
2:10:54	認識共有をさせて、
2:10:56	いただければと考えております。はい。その理解で結構です次回以降で、また、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:05	見せていただければと思います。
2:11:14	すいません規制庁の嶋田です。
2:11:16	すいません。これで主なところは、
2:11:20	確認できたかと思います。あとすいません、細かいところなんですけれど、2点ほど。
2:11:32	ぽんぽん、
2:11:35	まず一つ目がですね、適合性を説明いただいているというところ、スライドループ。
2:11:43	ここです。24行ですね、こちらゲスはい見えるからですね、こちら上の部分での試験、
2:11:53	隅角のところ試験で許可基準規則というふうになってるんですけどもこれはおそらく技術基準なのかなと思います。はい、そうです。申し訳ございません。はい。誤記どうぞ。近畿大学の方からすみません後、誤記でございます。申し訳ございません。
2:12:09	それ以降のページも同じですね。ぜきよ、すいません技術、技術評価の方で念書を引っ張ってきてます。ここについては修正させていただきます。
2:12:21	はい。城野正田です。お願いします。あともう1点なんですけれど、
2:12:26	10、スライド14のところですね、こちらの許可との整合性のところでこちら反応度添加率。
2:12:34	にですね、挿入時でマイナス0.031からというところで、これは後の間の0.032%。
2:12:46	のところも、おそらくこれはマイナスがついているということでしょうか。
2:12:51	地域大学の方お話しした通りでございます。実はこれ、こちらの方も後ろの方にマイナスを追記させていただくという、
2:13:01	対応をとらせていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。規制庁志村ですそれをお願いします。
2:13:25	規制庁の庄田です。ではここからはですね、ここまでの説明資料の確認やコメントを踏まえまして申請書本文企業ところについて、幾つか確認とコメントしたいと思います。
2:13:41	まずですね、申請書のこの要件方向性についてなんですけれども、ただいまキャンプいただいているものが、申請者検討いただいているものが、
2:13:58	4月という形で、今技術基準への適合性というのと、あとは変質SARRY。
2:14:07	の整合性。
2:14:09	00 計算化して制御棒駆動機構も負荷トーク等の計算書等をつけていただいていると。
2:14:16	いうところなんですけれども、こちらですね、業務継続して、お礼に加えてまして許可との整合性、こちらに関しての説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:27	書類というものも、
2:14:29	が必要になります。それで
2:14:33	今後補正を考える上ではそちらの添付を追加していただくという、お願いしたいと。
2:14:43	空気大学の芳原です。今、検定している技術基準基礎、
2:14:50	技術チームに関する規則との適合性、それから品管規則等適合性、それから計算書に加えて
2:15:00	設置変更許可申請書との整合性に係る添付書類を加えるという。
2:15:09	そういったお話よかったですでしょうか。
2:15:12	規制庁の正田です。はい。そういった認識で、
2:15:16	いただければ、後々加えてなんですけれども、今決定見ていただいて、この変換の方ですね、こちらの適合性の書類なんですけども、こちらにマネジメント計画、
2:15:27	記載をする部分というものもあわせてつけていただければと思います。
2:15:39	〇〇〇〇チケット。
2:15:44	す。
2:15:46	桐山です。すみません。浦上片野で柳沼の単純に品質マネジメント計画、また部分をですね、つけていただきたいと。
2:15:56	そのものをつけていただければそれでいいかなと。
2:16:01	なるほど支出マネジメント計画を、
2:16:05	その2点として衛藤。
2:16:10	提出させていただくという、次へと補正申請の時につけさせ、この1枚だけではなくて衛藤。
2:16:20	施設マネジメント計画そのものも付けさせていただくというそういったことでよろしいでしょうか。
2:16:26	規制庁の正田です。はい。細木お願いします。はい、了解しました。
2:16:33	規制庁の伊東ですけれども、今の篠田からあった2点ですね。
2:16:39	また品質マネジメント計画書、これ補正のときにも当然必要なんですけれども、ヒアリング資料として、速やかにちょっと提示いただきたいと思ってます。
2:16:51	設工認申請がどうい変化に基づいて行われたのかっていうことを確認する上で重要ですので、これは補正を待たずにまずヒアリング資料として速やかに出していきたいと思ってます。
2:17:05	このヒアリング資料につきましては
2:17:10	次回ヒアリングを待たずに、
2:17:16	説明資料としてお送りさせていただくということでよろしいでしょうか。
2:17:22	資料提出のみという形でも受けてきますので、そこは早い方で結構です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:31	はい、はいを貸し出して、その上であとですね、加えて許可制棒評価損の整合性に関する説明書ですけれども。
2:17:41	これまず試験不足見ていただくと、申請の際に、必ずつけなければいけない書類になっていて、それが内情状態なんだっていうことをまず認識いただきたいと思っ ていて、これ何に使うのかというと、
2:17:57	説明書類では少し
2:18:01	説明いただけてますけれども、
2:18:04	設工認の認可基準の一つがちょっと整合していることですので、これはついてない と確認できないですね。
2:18:12	それで認可できないと、いうことになってしまいますので、これも補正の時に初め て出てくるのではなくて、踏んでいただいて、
2:18:22	速やかに提示いただきたいというふうに思っています。で、どういうものを、
2:18:30	ていうところは規制委員会のホームページにですね、設工認申請主査は乗っかっ ていますので、当然そこに許可との整合性の説明書ついていますので、こそ、
2:18:43	それを見ていただきながらまずご準備を進めていただいて悩ましいところが仮に あるようであればヒアリングの時に、言っていただければと思ってます。
2:18:56	はい、了解しましたはい。
2:19:00	はい。質問の方もあわせて見させていただきます。
2:19:06	よろしくお願いします。
2:19:11	所長の正田です。では続けて、
2:19:15	今いただいている申請書の中で、工事の方向手順というところ。
2:19:21	今型番確認であるとか設計検査というものを記載いただいています、下にです ね、記載を、
2:19:32	試験流速の仕様の意見事業者検査、
2:19:36	そして実施をされてるそこ第 1、1 項の第 1 号、第 1 から第 3 号までに求めている 牛山事業者検査のどれに該当するのかっていう対応が不明確ですので、
2:19:51	言語、どのここの検査がそれぞれの各城野の検査に該当するのかというところを 整理して記載をいただければと思います。
2:20:09	はい、衛藤。
2:20:11	はい、了解しましたそちらの方は
2:20:15	まずはちょっと説明資料の中で整理の形を書かせていただいてそれでちょっと補 正の方での書き方を、またちょっと認識、協議を取らせていただくというステージで よろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:33	規制庁の庄田です。はい。そのようにしたいと思い、していただければと思います。松田説明資料の 19 というところで記載の認識ありますので、その上で、補正を検討してもらえればと思います。
2:20:58	近畿大学の方はですよ。了解いたしました。
2:21:36	すいません規制庁の志村ですあとすいません工事の構築検査のところ、追加なんですけれど、説明資料に記載いただいているは、最大反応度添加率の検査。
2:21:47	は申請上、申請書のほうに合う形ないのでこちらの反映もお願いします。
2:21:58	あ、なるほど。比木機能検査っていう記載で読み取れないという話か。
2:22:18	議長の塩田です。
2:22:22	はい、東郷喜田の芳原です。すいません、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、多分機能検査の中で、
2:22:31	駆動状態っていうのと、あと反応度添加率というのを検査されるというふうに、
2:22:37	説明では説明しながら記載いただいているので、これが読み取れるように反映していただければという趣旨でございます。
2:22:45	はい。近畿大学の方は実質了承いたしました、了解いたしました。はい。
2:22:52	以上です。
2:22:59	規制庁西原です。ここはですね、先ほどお伝えしましたがその説明。
2:23:06	資料の中の拡充欠乏だの適合条文の整理というものを、
2:23:11	大きく施設のを確認いただいて、それを最終的な方向性という形で、
2:23:17	検討いただきたいと思うんですけども、その中でですね、申請書の、
2:23:23	適合状況整理ということで、今、別紙の添付 1 というところで、
2:23:30	いただいている表がありますけれど、
2:23:33	第 91-1 ですね、ここで評価の必要性の有無のところ、ありなしというのと、あと該当なしというふうに記載を、
2:23:43	しゃべっています。この区別。
2:23:46	については、
2:23:50	藤審議役、今回この評価の必要性の有無、病棟のありなしとこの該当なしとあとの、
2:24:00	んですが
2:24:03	幕別毎にというところを記載いただきたいと思います。
2:24:09	京都の表に該当なしとみなしもそれぞれの違いを、欄外に地域させていただくという、
2:24:21	開催物、規制庁菱田です。そういった形で該当なしはこうです、或いはこうな話はこうですというところを書いていただければ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:32	はい、鹿島課長の荒川ですけれども、特に該当なしの意味がよくわからないので、しっかり書いて欲しいなと思っていて、でも達成する2、近代においては該当なしっていう部分については、
2:24:49	そんな説明緊対にはありませんっていう意味でよろしいんですね。
2:24:54	阿曾そうです大東の部分と、当該の設備が存在寝台許可となっているという、そういった整理でございます。一次冷却水とかありまして来なさいとかってありましたけど。
2:25:09	別にそんなのなくて、水張ってるんですけど。
2:25:14	僕忘れてしまったんですけど。
2:25:18	そうですね利益の方Gのところについては、当該、ここの当該となっている。
2:25:29	農家、角診療部長です。一次冷却された29条とか、これを、もうこれはもう冷却剤がないからという話。
2:25:41	はい。すいません。はい。東大のものが存在しないので、該当なしという記載となっております。はい。大まかには理解しました。存在位から回答。
2:25:53	それをしっかりと判例という形ですね、表現していただければと。
2:25:59	はい。
2:26:01	抜かしました。
2:26:07	規制庁の塩田です。佐藤はですね、これは保険等なんですけれども、先ほどの移動速度と、そういう話はでもありましたけど、
2:26:19	今この記載いただいている設計仕様のところで、必要な情報というものとあと必ずしも必須ではないのかなっていう、仕様の記載等があるようで。
2:26:31	思いますので、ここの整理というのは認識を、
2:26:37	というのは西川瀬田上でこちらの適正化を図ってもいいのではないかなというふうに思います。
2:26:43	はい。
2:26:47	はい。ちょっとそちらにつきましては、またちょっと、次回以降整理、ちょっと
2:26:59	近畿大学としての考え方をちょっと整理したようなこと、またお示しさせていただいてそこでまたちょっと認識の共有を行わせていただければと考えておりますけども、よろしいでしょうか。
2:27:14	規制庁の正田です。はいそれで結構かと思えます。
2:27:20	よろしく申し上げます。
2:27:48	規制庁の塩田です。今回のヒアリングで確認させていただきたいと思っていたところについては、一通り確認できたかと思えます。
2:27:57	野辺。
2:27:58	先ほどまとめたように、まずは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:03	インターン演出が 70 度の計画書であるとかそういったヒアリングの資料を、早めに出していただくということと、そこを説明資料の説明の拡充っていうところで
2:28:15	庄子会長のヒアリングでまず認識合わせたいというふうに思います。ここまで、
2:28:23	何か、木戸藪の方から、
2:28:25	追加でご説明或いは何か言いたいことがありましたら、
2:28:35	難しいやつを出す資料も早めにして出すという、
2:28:46	一般建築はねさせてもらう。
2:28:57	夕張。
2:28:59	いいですか。
2:29:02	近畿大学の方からです秋、近畿大学から特に追加のご質問等は、今のところございません。
2:29:11	以上です。
2:29:17	城野庄田です。ではですね、これもちまして今回のヒアリングについては閉じたいと思います。
2:29:25	それでよろしいでしょうか。
2:29:27	はい。
2:29:29	ではまた引き続きよろしく申し上げます。
2:29:33	はい。はい。よろしく申し上げますということで、ありがとうございました。はい。どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。